

# 造 林 事 業 請 負

2 号（盛岡紫波地区 3 下刈、除伐外 1）

## 入 札 説 明 資 料

令和 7 年 7 月 8 日

盛岡森林管理署

## 設計図書等の閲覧・交付確認書

令和 年 月 日付け入札公告があった造林事業請負に関する設計図書等について、次のとおり  
閲覧又は交付を受けしました。

|       |  |
|-------|--|
| 会 社 名 |  |
|-------|--|

## 1 設計図書等の閲覧

|       |          |
|-------|----------|
| 閲覧年月日 | 令和 年 月 日 |
| 閲覧者氏名 |          |

## 2 設計図書等の交付

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 交付年月日           | 令和 年 月 日 時 分 |
| 交付を受けた<br>者 氏 名 | (電話 : )      |

- ☐ 入札説明書(提出様式類含む)
- ☐ 東北森林管理局競争参加契約入札心得
- ☐ 入札公告(写)
- ☐ 造林事業請負契約書(案)
- ☐ 事業内訳書
- ☐ 造林事業請負標準仕様書
- ☐ 条件因子表
- ☐ 特記仕様書
- ☐ 図面(5千分の1及び2万分の1)
- ☐ 国有林野事業造林事業請負契約約款
- ☐ 現場説明に対する質問回答書
- ☐ その他〔                      〕

注1) 交付を受けたい者は、希望する設計図書等に☑を付すこと。

交付を希望しない理由

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業請負（盛岡紫波地区3 下刈、除伐外1）
- 2 事業場所 岩手県盛岡市藪川外山第一国有林外
- 3 事業量 下刈25.88ha 除伐5.60ha 除伐Ⅱ類2.74ha
- 4 事業期間 令和 年 月 日から（契約締結の翌日）令和7年11月28日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額  
金 円也）
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

| 適用削除の区分 | 選択事項                      |       | 選択条項      |
|---------|---------------------------|-------|-----------|
| ×       | 契約保証金の納付                  |       | 第4条第1項第1号 |
| ×       | 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 |       | 第4条第1項第2号 |
| ×       | 銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証     |       | 第4条第1項第3号 |
| ×       | 公共工事履行保証証券による保証           |       | 第4条第1項第4号 |
| ×       | 履行保証保険契約の締結               |       | 第4条第1項第5号 |
| ×       | 支給材料及び貸与品                 |       | 第15条      |
|         | 部分払                       | 月1回以内 | 第38条      |
| ×       | 前金払                       | 分の 以内 | 第35条第1項   |
| ×       | 中間前金払                     |       | 第35条第3項   |
| ×       | 国庫債務負担行為に係る契約の特則          |       | 第40条      |

7 支給材料及び貸与物件

| 品名 | 品質規格 | 数量 | 引渡予定場所 | 引渡予定月日 |
|----|------|----|--------|--------|
| なし |      |    |        |        |
|    |      |    |        |        |
|    |      |    |        |        |

## 8 特約事項

別紙 1 のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

|     |    |                       |        |
|-----|----|-----------------------|--------|
| 発注者 | 住所 | 岩手県盛岡市北山二丁目 2 番 4 0 号 |        |
|     | 氏名 | 分任支出負担行為担当官           |        |
|     |    | 盛岡森林管理署長              | 山口 孝 印 |

|     |    |  |   |
|-----|----|--|---|
| 請負者 | 住所 |  |   |
|     | 氏名 |  | 印 |

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

事業内訳書

盛岡紫波地区 3

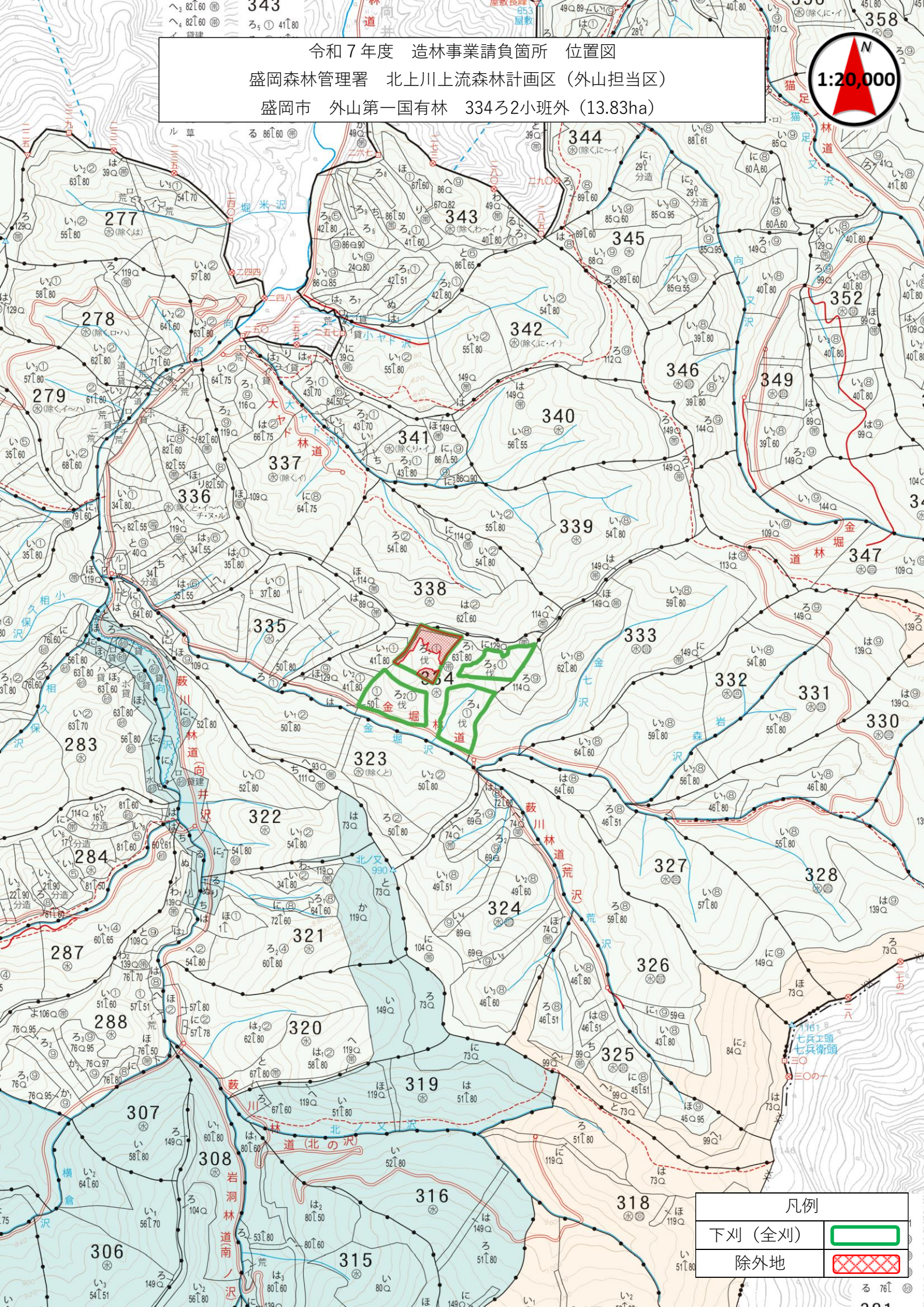
| 記入<br>番号 | 作業種及び<br>作業手段 | 林小班    | 数 量              |    | 履行期限                           | 担当区 | 主たる樹種<br>植栽密度       | 林令 | 備 考    |
|----------|---------------|--------|------------------|----|--------------------------------|-----|---------------------|----|--------|
|          |               |        | 面積(ha)<br>(小班面積) | 本数 |                                |     |                     |    |        |
| 1        | 下刈 (全刈)<br>機械 | 334 ろ2 | 4.52             |    | 自：契約締結日の翌日から<br>至：令和7年10月31日まで | 外山  | カマツ<br>2,150本/ha    | 3  |        |
| 2        | 〃             | 334 ろ3 | 1.64             |    | 〃                              | 〃   | カマツ<br>2,150本/ha    | 3  |        |
| 3        | 〃             | 334 ろ4 | 4.68             |    | 〃                              | 〃   | カマツ<br>2,150本/ha    | 3  |        |
| 4        | 〃             | 334 ろ5 | 2.99             |    | 〃                              | 〃   | カマツ<br>2,150本/ha    | 3  |        |
| 5        | 〃             | 555 ろ5 | 7.61             |    | 〃                              | 盛岡  | カマツ・スギ<br>2,000本/ha | 3  |        |
|          | 作業種計          |        | 21.44            |    |                                |     |                     |    |        |
| 6        | 下刈 (筋刈)<br>機械 | 553 い1 | 4.44<br>(6.05)   |    | 自：契約締結日の翌日から<br>至：令和7年10月31日まで | 盛岡  | スギ<br>2,000本/ha     | 3  | 刈幅1.6m |
|          | 作業種計          |        | 4.44<br>(6.05)   |    |                                |     |                     |    |        |
| 7        | 除伐<br>人力      | 531 ろ1 | 3.19             |    | 自：契約締結日の翌日から<br>至：令和7年11月28日まで | 盛岡  | スギ                  | 9  |        |
| 8        | 〃             | 534 い8 | 2.41             |    | 〃                              | 〃   | スギ                  | 8  |        |
|          | 作業種計          |        | 5.60             |    |                                |     |                     |    |        |
| 9        | 除伐Ⅱ類<br>人力    | 525 へ  | 2.74             |    | 〃                              | 盛岡  | スギ                  | 33 |        |
|          | 作業種計          |        | 2.74             |    |                                |     |                     |    |        |





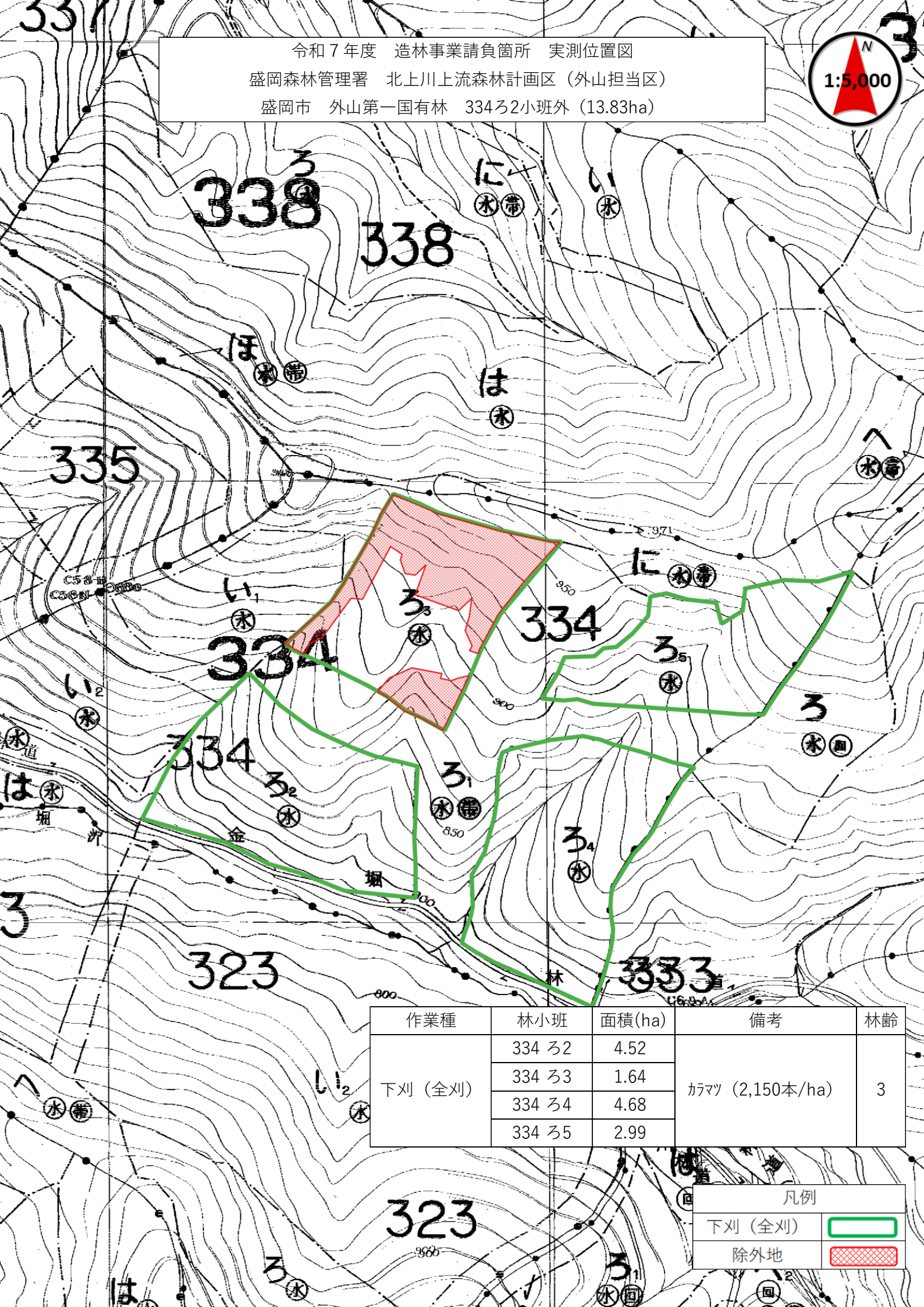


令和7年度 造林事業請負箇所 位置図  
盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（外山担当区）  
盛岡市 外山第一国有林 334ろ2小班外（13.83ha）



| 凡例     |  |
|--------|--|
| 下刈（全刈） |  |
| 除外地    |  |

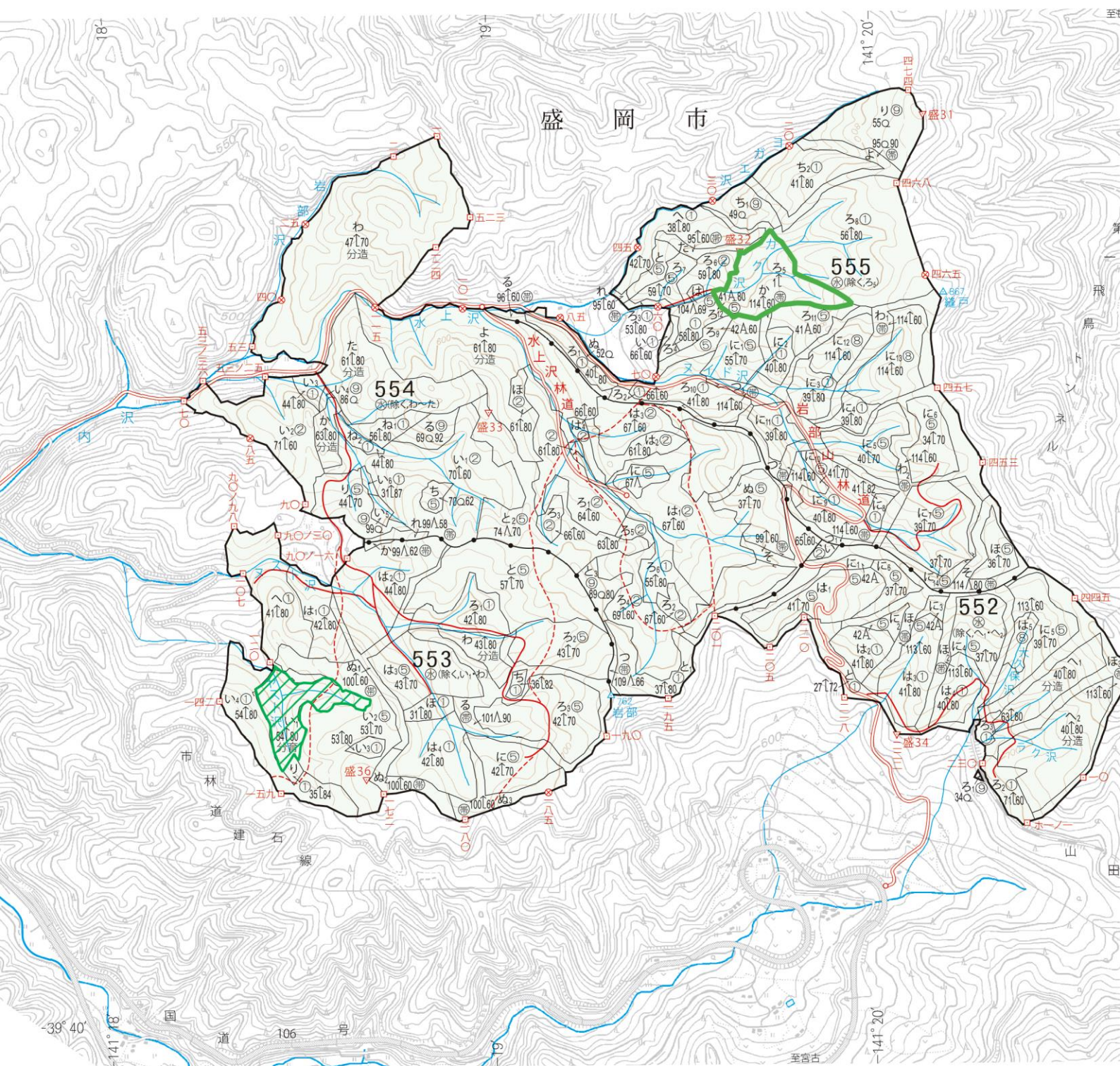
令和7年度 造林事業請負箇所 実測位置図  
 盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（外山担当区）  
 盛岡市 外山第一国有林 334ろ2小班外（13.83ha）



| 作業種     | 林小班    | 面積(ha) | 備考               | 林齢 |
|---------|--------|--------|------------------|----|
| 下刈 (全刈) | 334 ろ2 | 4.52   | カラマツ (2,150本/ha) | 3  |
|         | 334 ろ3 | 1.64   |                  |    |
|         | 334 ろ4 | 4.68   |                  |    |
|         | 334 ろ5 | 2.99   |                  |    |

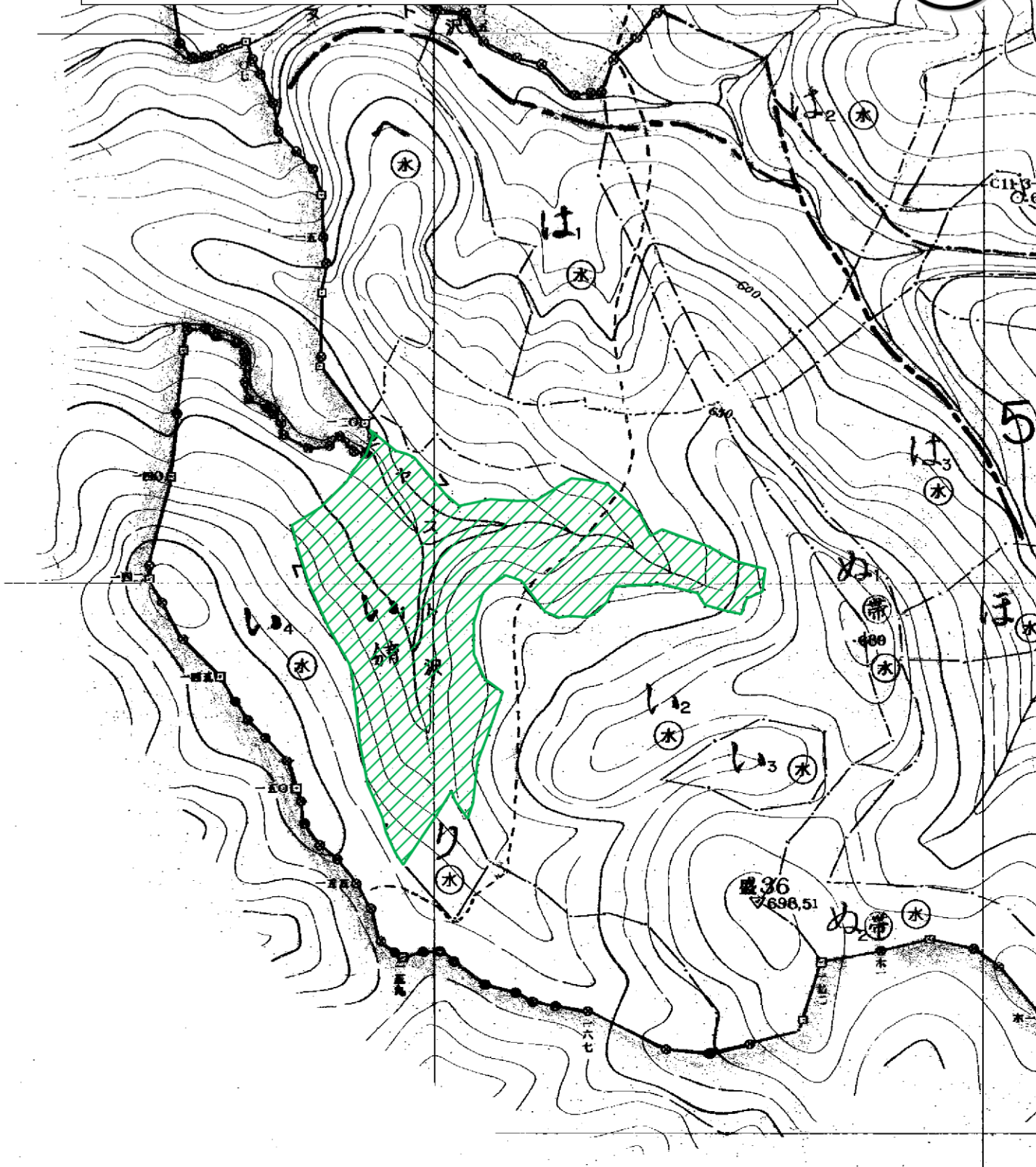
| 凡例      |  |
|---------|--|
| 下刈 (全刈) |  |
| 除外地     |  |

令和7年度 造林事業請負箇所 位置図  
 盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（盛岡担当区）  
 盛岡市 岩部山国有林 553い1小班外（12.05ha）



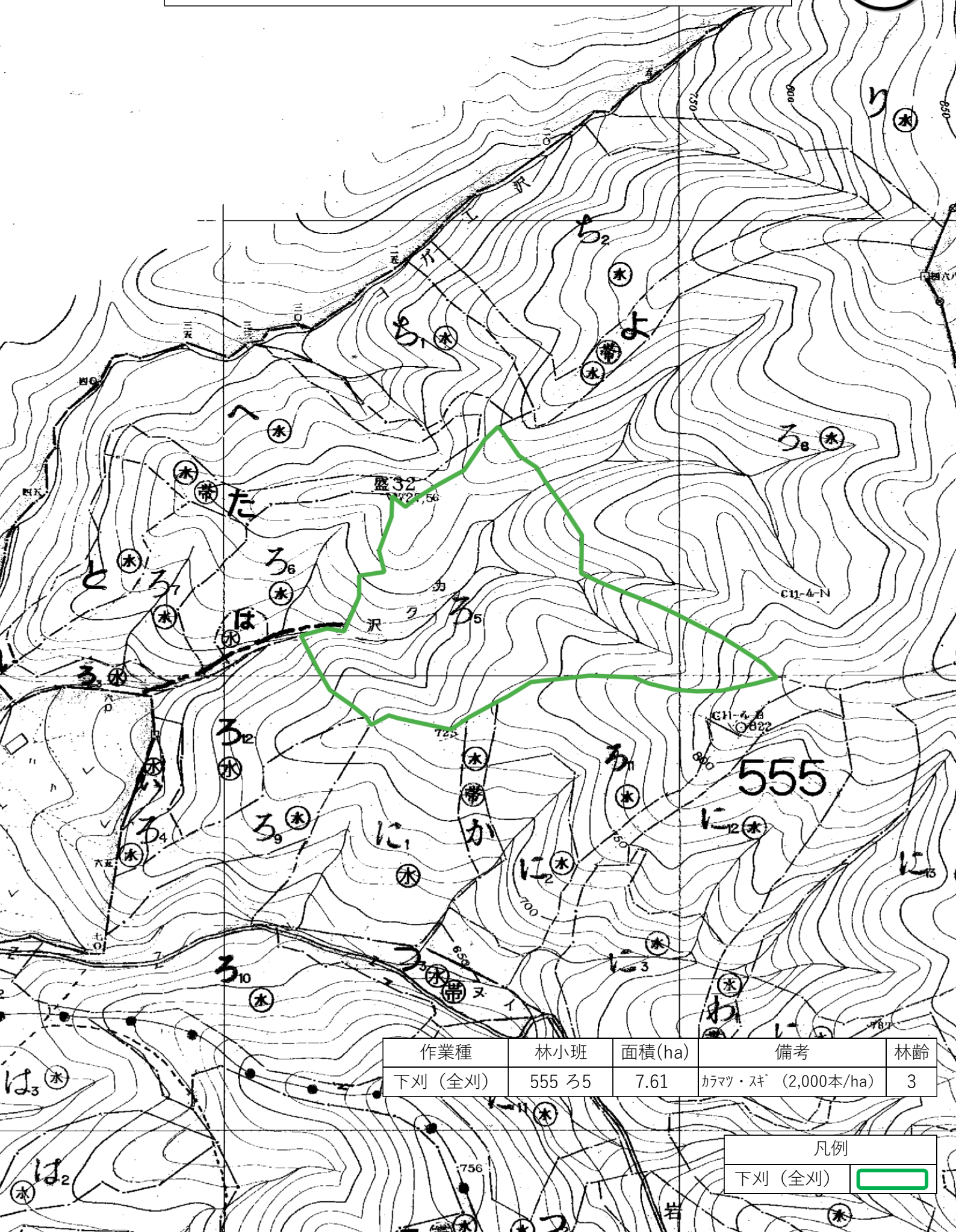
| 凡例     |  |
|--------|--|
| 下刈（全刈） |  |
| 下刈（筋刈） |  |

令和7年度 造林事業請負箇所 実測位置図  
 盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（盛岡担当区）  
 盛岡市 岩部山国有林 553い1小班（4.44ha）



| 作業種    | 林小班    | 面積(ha)         | 備考                        | 林齢 |
|--------|--------|----------------|---------------------------|----|
| 下刈（筋刈） | 553 い1 | 4.44<br>(6.05) | 刈幅1.6m<br>ｽｷﾞ (2,000本/ha) | 3  |

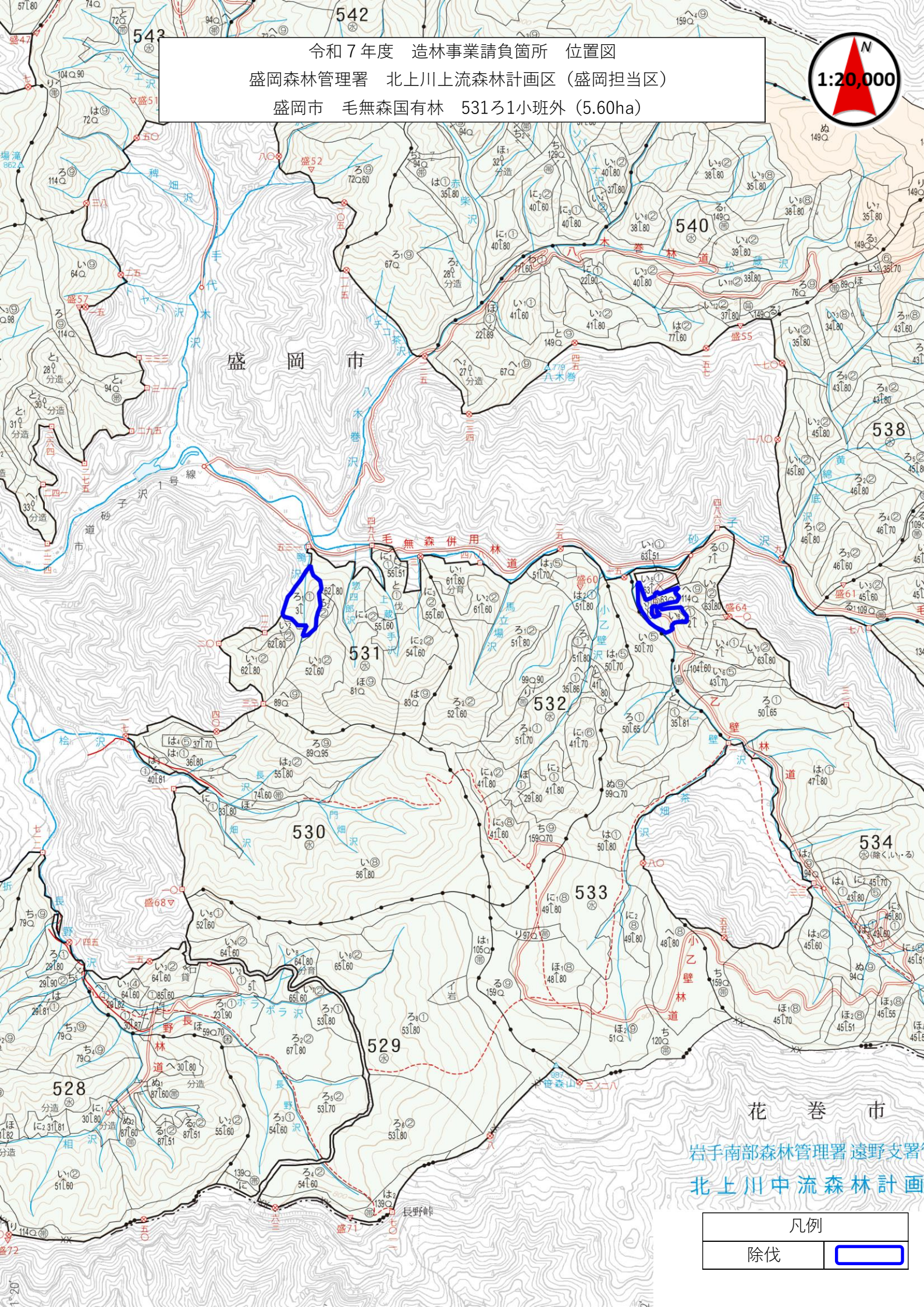
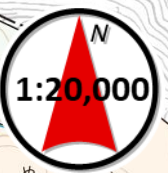
| 凡例     |  |
|--------|--|
| 下刈（筋刈） |  |



| 作業種     | 林小班    | 面積(ha) | 備考                   | 林齢 |
|---------|--------|--------|----------------------|----|
| 下刈 (全刈) | 555 ろ5 | 7.61   | カラマツ・スギ* (2,000本/ha) | 3  |

|         |                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 凡例      |                                                                                       |
| 下刈 (全刈) |  |

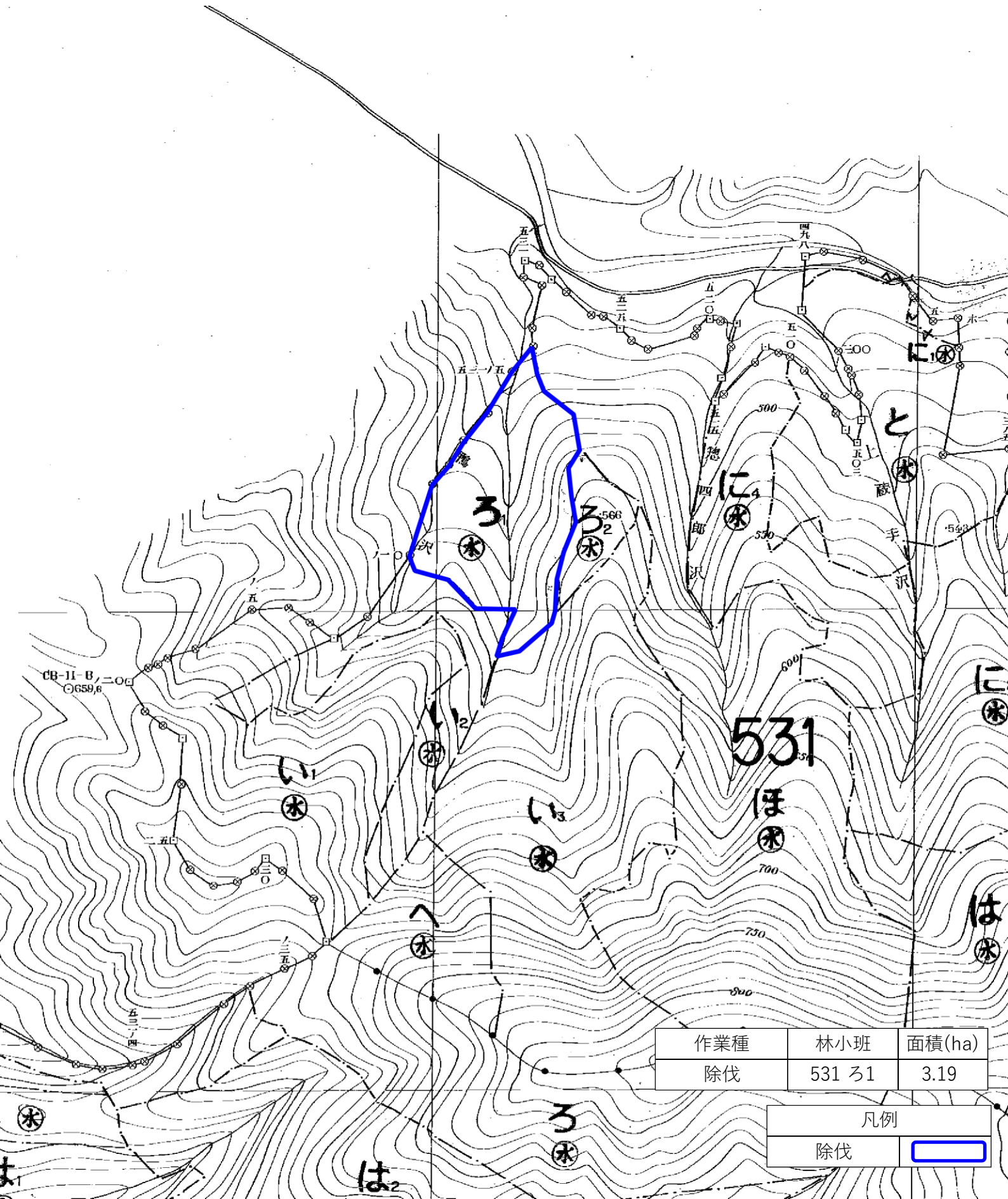
令和7年度 造林事業請負箇所 位置図  
盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（盛岡担当区）  
盛岡市 毛無森国有林 531ろ1小班外（5.60ha）



花巻市  
岩手南部森林管理署 遠野支署  
北上川中流森林計画

| 凡例 |  |
|----|--|
| 除伐 |  |

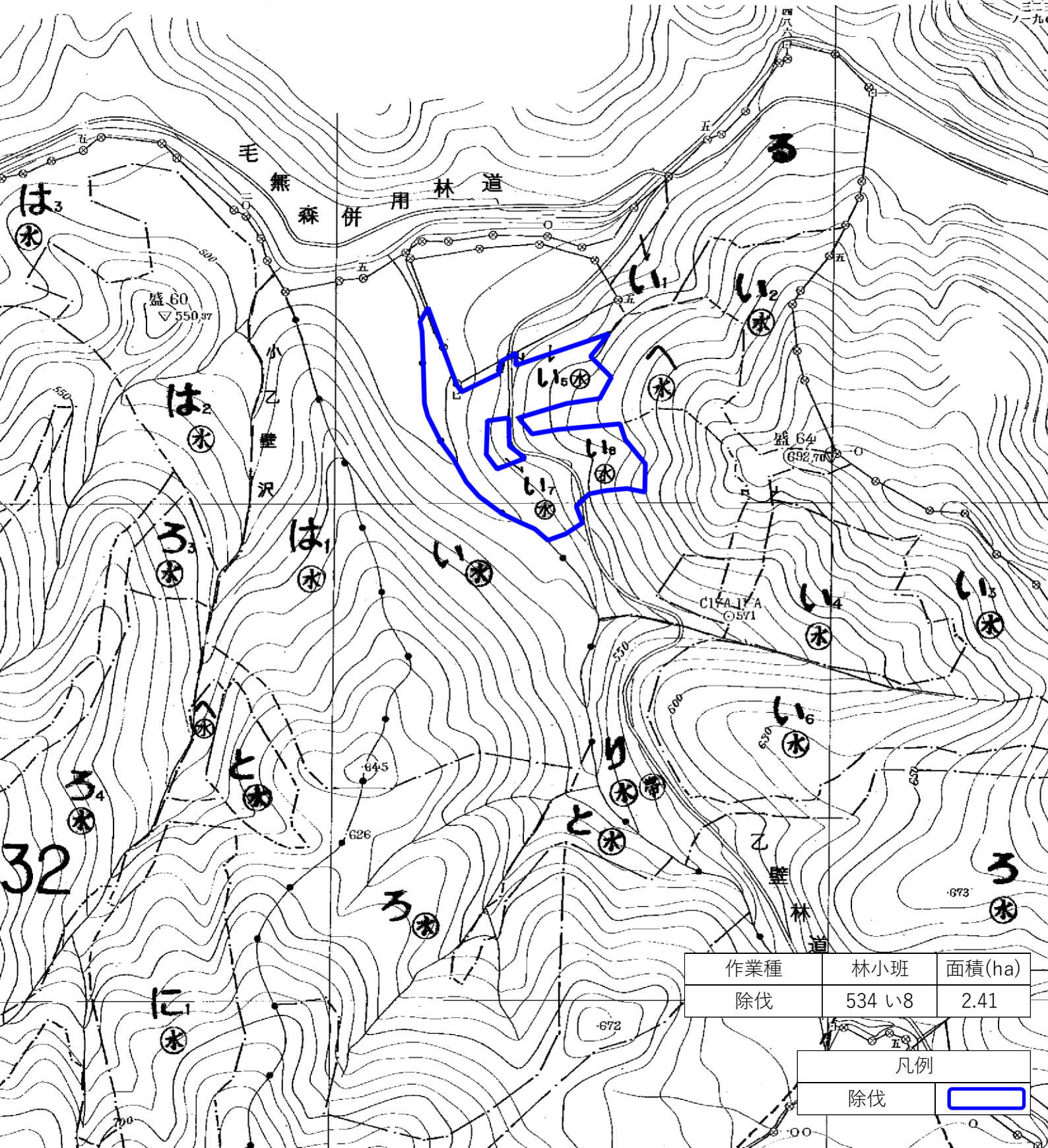
令和7年度 造林事業請負箇所 実測位置図  
 盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（盛岡担当区）  
 盛岡市 毛無森国有林 531ろ1小班（3.19ha）



| 作業種 | 林小班    | 面積(ha) |
|-----|--------|--------|
| 除伐  | 531 ろ1 | 3.19   |

| 凡例 |  |
|----|--|
| 除伐 |  |

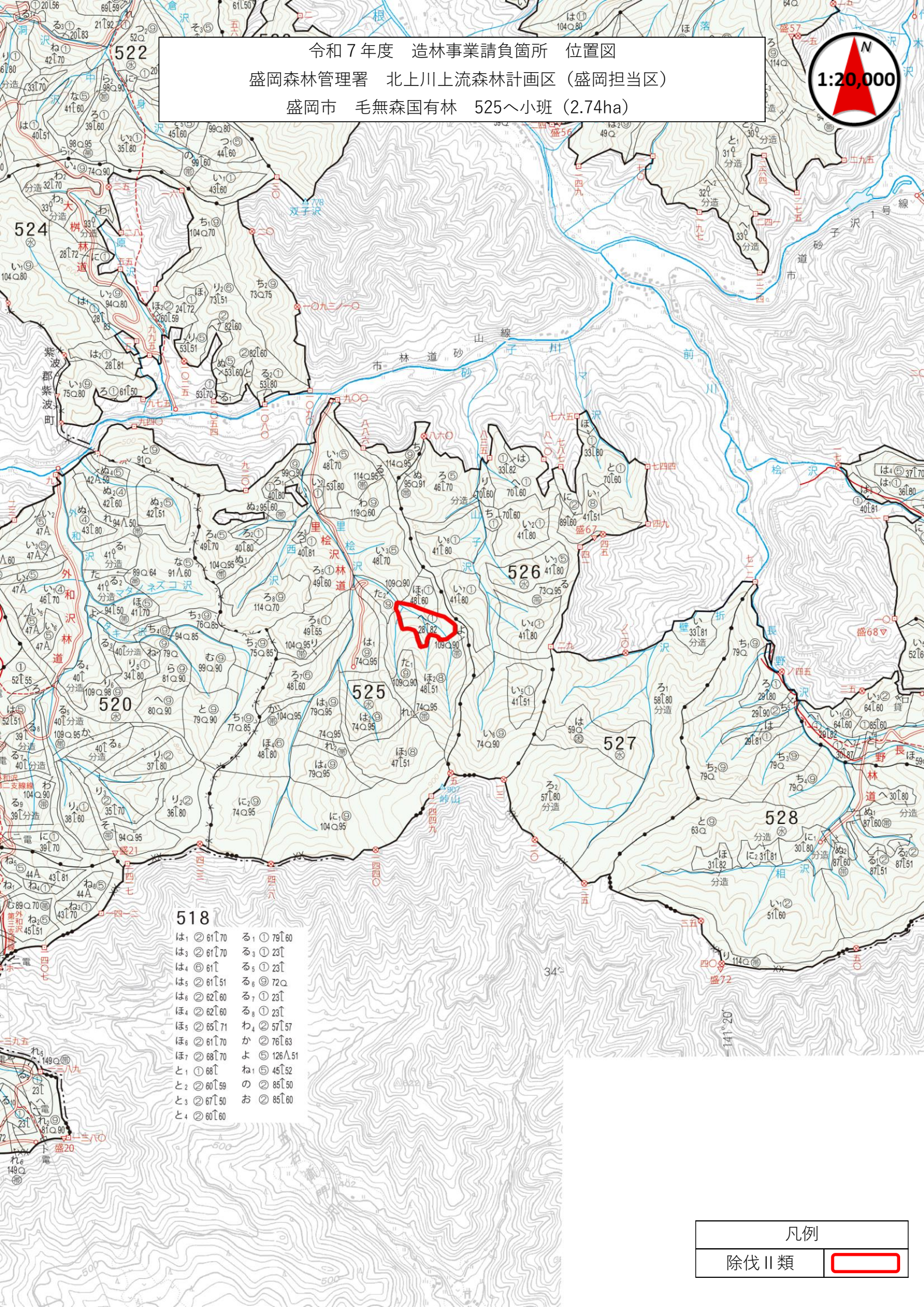
令和7年度 造林事業請負箇所 実測位置図  
 盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（盛岡担当区）  
 盛岡市 毛無森国有林 534い8小班（2.41ha）



| 作業種 | 林小班    | 面積(ha) |
|-----|--------|--------|
| 除伐  | 534 い8 | 2.41   |

| 凡例 |                                                                                                 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 除伐 | <span style="border: 2px solid blue; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> |

令和7年度 造林事業請負箇所 位置図  
盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（盛岡担当区）  
盛岡市 毛無森国有林 525～小班（2.74ha）



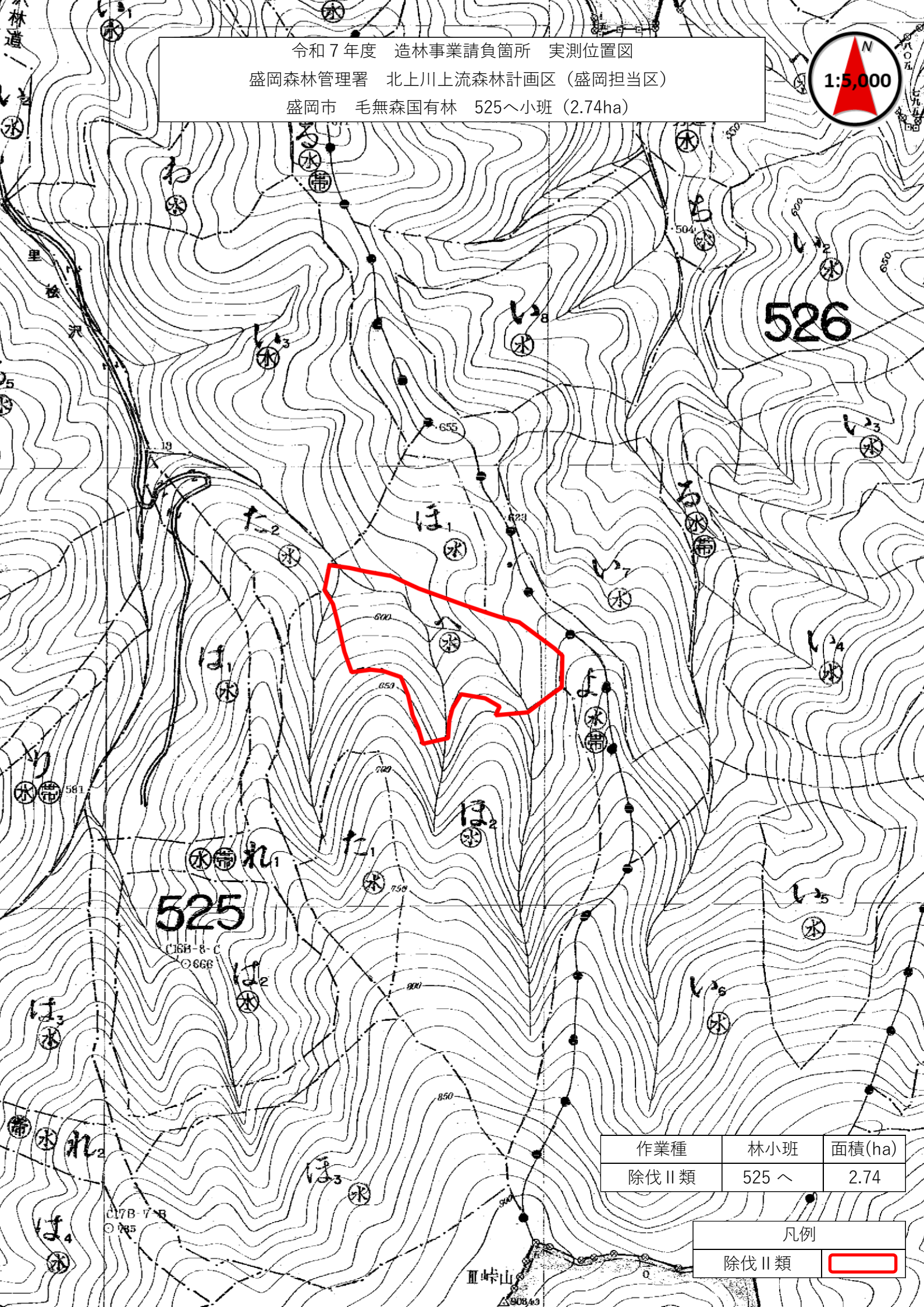
518

- は<sub>1</sub> ② 6170
- は<sub>2</sub> ③ 6170
- は<sub>3</sub> ④ 6170
- は<sub>4</sub> ⑤ 6170
- は<sub>5</sub> ⑥ 6170
- は<sub>6</sub> ⑦ 6170
- は<sub>7</sub> ⑧ 6170
- と<sub>1</sub> ⑨ 6170
- と<sub>2</sub> ⑩ 6170
- と<sub>3</sub> ⑪ 6170
- と<sub>4</sub> ⑫ 6170
- る<sub>1</sub> ① 79160
- る<sub>2</sub> ② 231
- る<sub>3</sub> ③ 231
- る<sub>4</sub> ④ 231
- る<sub>5</sub> ⑤ 231
- る<sub>6</sub> ⑥ 231
- る<sub>7</sub> ⑦ 231
- る<sub>8</sub> ⑧ 231
- る<sub>9</sub> ⑨ 231
- る<sub>10</sub> ⑩ 231
- る<sub>11</sub> ⑪ 231
- る<sub>12</sub> ⑫ 231
- る<sub>13</sub> ⑬ 231
- る<sub>14</sub> ⑭ 231
- る<sub>15</sub> ⑮ 231
- る<sub>16</sub> ⑯ 231
- る<sub>17</sub> ⑰ 231
- る<sub>18</sub> ⑱ 231
- る<sub>19</sub> ⑲ 231
- る<sub>20</sub> ⑳ 231
- る<sub>21</sub> ㉑ 231
- る<sub>22</sub> ㉒ 231
- る<sub>23</sub> ㉓ 231
- る<sub>24</sub> ㉔ 231
- る<sub>25</sub> ㉕ 231
- る<sub>26</sub> ㉖ 231
- る<sub>27</sub> ㉗ 231
- る<sub>28</sub> ㉘ 231
- る<sub>29</sub> ㉙ 231
- る<sub>30</sub> ㉚ 231
- る<sub>31</sub> ㉛ 231
- る<sub>32</sub> ㉜ 231
- る<sub>33</sub> ㉝ 231
- る<sub>34</sub> ㉞ 231
- る<sub>35</sub> ㉟ 231
- る<sub>36</sub> ㊱ 231
- る<sub>37</sub> ㊲ 231
- る<sub>38</sub> ㊳ 231
- る<sub>39</sub> ㊴ 231
- る<sub>40</sub> ㊵ 231
- る<sub>41</sub> ㊶ 231
- る<sub>42</sub> ㊷ 231
- る<sub>43</sub> ㊸ 231
- る<sub>44</sub> ㊹ 231
- る<sub>45</sub> ㊺ 231
- る<sub>46</sub> ㊻ 231
- る<sub>47</sub> ㊼ 231
- る<sub>48</sub> ㊽ 231
- る<sub>49</sub> ㊾ 231
- る<sub>50</sub> ㊿ 231
- る<sub>51</sub> ① 79160
- る<sub>52</sub> ② 231
- る<sub>53</sub> ③ 231
- る<sub>54</sub> ④ 231
- る<sub>55</sub> ⑤ 231
- る<sub>56</sub> ⑥ 231
- る<sub>57</sub> ⑦ 231
- る<sub>58</sub> ⑧ 231
- る<sub>59</sub> ⑨ 231
- る<sub>60</sub> ⑩ 231
- る<sub>61</sub> ⑪ 231
- る<sub>62</sub> ⑫ 231
- る<sub>63</sub> ⑬ 231
- る<sub>64</sub> ⑭ 231
- る<sub>65</sub> ⑮ 231
- る<sub>66</sub> ⑯ 231
- る<sub>67</sub> ⑰ 231
- る<sub>68</sub> ⑱ 231
- る<sub>69</sub> ⑲ 231
- る<sub>70</sub> ⑳ 231
- る<sub>71</sub> ㉑ 231
- る<sub>72</sub> ㉒ 231
- る<sub>73</sub> ㉓ 231
- る<sub>74</sub> ㉔ 231
- る<sub>75</sub> ㉕ 231
- る<sub>76</sub> ㉖ 231
- る<sub>77</sub> ㉗ 231
- る<sub>78</sub> ㉘ 231
- る<sub>79</sub> ㉙ 231
- る<sub>80</sub> ㉚ 231
- る<sub>81</sub> ㉛ 231
- る<sub>82</sub> ㉜ 231
- る<sub>83</sub> ㉝ 231
- る<sub>84</sub> ㉞ 231
- る<sub>85</sub> ㉟ 231
- る<sub>86</sub> ㊱ 231
- る<sub>87</sub> ㊲ 231
- る<sub>88</sub> ㊳ 231
- る<sub>89</sub> ㊴ 231
- る<sub>90</sub> ㊵ 231
- る<sub>91</sub> ㊶ 231
- る<sub>92</sub> ㊷ 231
- る<sub>93</sub> ㊸ 231
- る<sub>94</sub> ㊹ 231
- る<sub>95</sub> ㊺ 231
- る<sub>96</sub> ㊻ 231
- る<sub>97</sub> ㊼ 231
- る<sub>98</sub> ㊽ 231
- る<sub>99</sub> ㊾ 231
- る<sub>100</sub> ㊿ 231

凡例

除伐Ⅱ類





令和7年度 造林事業請負箇所 実測位置図  
盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区 (盛岡担当区)  
盛岡市 毛無森国有林 525～小班 (2.74ha)



| 作業種  | 林小班   | 面積(ha) |
|------|-------|--------|
| 除伐Ⅱ類 | 525 へ | 2.74   |

| 凡例   |  |
|------|--|
| 除伐Ⅱ類 |  |

## 造林（治山）事業特記仕様書

造林事業請負（盛岡紫波地区3 下刈、除伐外1）

# 造林事業記録写真仕様書

## (写真の提出)

- 1 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。  
なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

## (準備器材)

- 2 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
  - ア 写真機（予備を用意しておく）
  - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。
  - ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

## (写真撮影)

- 3 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
  - ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
  - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
  - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
  - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
  - オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。

## (写真整理)

- 4 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

## (デジタル写真)

- 5 デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
  - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
  - イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
  - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
  - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

## (その他)

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

## 下刈作業仕様書

### (放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

### (区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

### (刈払い)

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
  - (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、全刈を行わなければならない。  
ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。  
また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
  - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
  - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ  $1/3$  以下とすること。
  - (4) 植栽木等にかからまっているつる類は根元から取り除くこと。
  - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して 1 本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
  - (6) 検査の支障とならないように（部分）完了届を提出し（月 2 回程度）、部分検査を受けなければならない。また、2 回刈作業の場合は、1 回目刈払い終了後の（部分）完了検査を受けてから着手しなければならない。

### (苗木の許容損傷率)

- 4 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

| 樹 種     | 林 令   | 1 (2) | 2 (3) | 3 (4) | 4 (5) | 5 (6) | 6 (7) |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         |       | 8 %   | 8 %   | 6 %   | 6 %   | 4 %   | 4 %   |
| ス       | ギ     | 8 %   | 8 %   | 6 %   | 6 %   | 4 %   | 4 %   |
| カ       | ラ マ ツ | 8     | 8     | 6     | 6     | 4     | 4     |
| そ の 他 針 |       | 8     | 8     | 6     | 6     | 4     | 4     |
| 広 葉 樹   |       | 8     | 8     | 6     | 6     | 4     | 4     |

林令（ ）は秋植の場合

- 5 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。  
ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木（林齢相当）本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。（植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による）

### (作業歩道の作設)

- 6 作業歩道は、幅員 0.5m の刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払い物を取り片付けしなければならない。

### (有用天然木の範囲)

- 7 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等  
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、  
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

### (その他)

- 8 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

## 下刈（筋刈）作業仕様書

### （放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

### （区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

### （刈払い）

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
  - (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、下記の 4 刈り払い仕様に従い筋刈りを行わなければならない。  
ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。  
また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
  - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
  - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ  $1/3$  以下とすること。
  - (4) 植栽木等にかからまっているつる類は根元から取り除くこと。
  - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して 1 本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
  - (6) 検査の支障とならないように（部分）完了届を提出し（月 2 回程度）、部分検査を受けなければならない。また、2 回刈作業の場合は、1 回目刈払い終了後の（部分）完了検査を受けてから着手しなければならない。

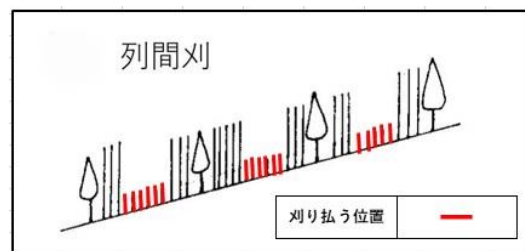
### （刈払い仕様）

- 4 刈り払いについては、植栽木の列間を刈り払うこととする。

#### 【刈り払いイメージ】

刈り幅については下記のとおりとする。

| 刈払方法 | 刈幅          | その他 |
|------|-------------|-----|
| 筋刈   | 別紙事業内訳書のとおり |     |



### （苗木の許容損傷率）

- 5 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

| 樹 種  | 林 令 | 1 (2) | 2 (3) | 3 (4) | 4 (5) | 5 (6) | 6 (7) |
|------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      |     |       |       |       |       |       |       |
| スギ   |     | 8 %   | 8 %   | 6 %   | 6 %   | 4 %   | 4 %   |
| カラマツ |     | 8     | 8     | 6     | 6     | 4     | 4     |
| その他針 |     | 8     | 8     | 6     | 6     | 4     | 4     |
| 広葉樹  |     | 8     | 8     | 6     | 6     | 4     | 4     |

林令（ ）は秋植の場合

- 6 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。

ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木（林齢相当）本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。（植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による）

**（作業歩道の作設）**

- 7 作業歩道は、幅員 0.5m の刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払物を取り片付けしなければならない。

**（有用天然木の範囲）**

- 8 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等  
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、  
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

**（その他）**

- 9 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

# 除伐作業仕様書

## （放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

## （区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

## （除伐木）

- 3 造林木及び有用天然木（以下、「造林木等」という。）の生育に支障となるかん木類を伐除するものとする。また造林木等であっても、生長及び形質不良で将来的に育成の対象とならないものは伐除するものとする。  
ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては残存又は伐除しなければならない。  
また、溪畔周辺の作業方法についても監督員の指示に従わなければならない。

## （作業の方法）

- 4 除伐の方法については、監督職員の指示によるが、次に留意の上行なわなければならない。
  - (1) 伐除する高さは地際から 50cm 程度とする。
  - (2) 伐除に際しては、造林木等を損傷しないように注意しなければならない。
  - (3) 伐除木について、造林木等の生育、歩道上等での歩行に支障となる場合及び後続作業に支障がある場合は、切断して集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
  - (4) 造林木等に巻き付いているつる類がある場合は、造林木等を損傷しないよう注意して、根元から抜き取るか、切断しなければならない。
  - (5) 伐除木が、かかり木となった場合は、必ず取りはずしておかなければならない。

## （有用天然木の範囲）

- 5 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等  
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、  
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

## （その他）

- 6 保護林及び緑の回廊に係る除間伐（抜伐り）の事業がある場合は、当該作業仕様書（4（4）を除く。）によるほか、別紙「保護林等における除間伐（抜伐り）標準仕様書」によることとする。
- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

## 除伐Ⅱ類作業仕様書（本数調整伐A）

### （放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

### （区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

### （除伐木）

- 3 造林木及び有用天然木（以下、「造林木等」という。）の生育に支障となるかん木類を伐除するものとする。また、造林木等であっても、成長及び形質不良で将来的に育成の対象とならないものは伐除するものとする。  
ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては残存又は伐除しなければならない。  
また、溪畔周辺の作業方法についても監督職員の指示に従わなければならない。

### （作業の方法）

- 4 除伐Ⅱ類の方法については、監督職員の指示によるが次に留意の上行なわなければならない。
  - (1) 伐採対象木は、林分構成、樹冠配置等によるが生長及び形質不良木等を対象に概ね胸高直径 6 cm 以下を目安とする。
  - (2) 伐除する高さは地際から 50cm 程度とする。
  - (3) 伐除に際しては、造林木等を損傷しないように注意しなければならない。
  - (4) 伐除木について、造林木等の生育、歩道上等での歩行に支障となる場合及び後続作業に支障がある場合は、切断して集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
  - (5) 造林木等に巻き付いているつる類がある場合は、造林木等を損傷しないよう注意して、根元から抜き取るか、切断しなければならない。
  - (6) 伐除木が、かかり木となった場合は、必ず取りはずしておかななければならない。
  - (7) 伐除木が下流に流失して災害を発生させるおそれのある場合や放置することにより景観をそこねるような場合は伐倒木を整理すること。  
整理の作業方法等については監督職員の指示を受けなければならない。

### （有用天然木の範囲）

- 5 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等  
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、  
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

### （その他）

- 6 保護林及び緑の回廊に係る除間伐（抜伐り）の事業がある場合は、当該作業仕様書（4（5）を除く。）によるほか、別紙「保護林等における除間伐（抜伐り）標準仕様書」によることとする。
- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

雑草木の繁茂により通勤路の安全運行に支障がある場合、林道等の雑草木の刈り払い作業を指示することがある。

なお、作業指示があった場合は下記の仕様書のとおりとする。

## 歩道整備作業仕様書

### （放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

### （区域の表示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであるが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

### （作業の方法）

- 3 刈払い幅は 1.0m とし、歩行に支障のないよう刈払物を片付けしなければならない。
- 4 歩道上の植生は地際から刈払いし、歩道上に覆い被さり歩行に支障となる枝等は刈り払わなければならない。また、歩道上に倒木等があった場合は取り除かなければならない。
- 5 刈払いにおいては、歩道に接する植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。

### （その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。